

「わが家の防災マニュアル」作製業務 優先交渉権者選考方法（別紙1）

1 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

- (1) 優先交渉権者の選考については、提案内容から評価する技術点、提案価格から評価する価格点を指標として、【2 技術点、価格点の採点方法について】に定める採点方法により算出される各選考審査委員の技術点及び価格点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
 - ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。
- (3) 技術点及び価格点の配分

点数については、合計120点満点とし、得点配分は「表1 技術点及び価格点の配分」のとおりとする。

表1 技術点及び価格点の配点

合計点 120点	技術点	100点
	価格点	20点

2 技術点、価格点の採点方法について

(1) 技術点の採点方法

ア 企画提案書の評価にあたっては、別紙2の「提案書記載項目及び評価分類項目」に記載のとおり、評価分類、配点、提案を求める内容を設定し、評価を行う。各評価の採点にあたっては、「表2 評価分類の評価基準」により6段階による評価を行い、必要に応じて評価の根拠等を記述する。

なお、価格以外の評価分類において、いずれかが0点の場合又は各選考審査委員の合計を平均した技術点が60点以下の者は、優先交渉権者又は次点交渉権者とししない。

表2 評価分類の評価基準

評価分類点	判断基準
0点	提案が示されていない
1点	見劣りする提案である
2点	やや見劣りする提案である
3点	標準であり特筆すべき点はない

4点	高い効果を上げている提案である
5点	非常に高い効果を上げている提案である

イ 各評価分類の技術点について、配点が5点、10点、15点、それぞれの場
合において、「表3 各評価分類の技術点」の計算式によって算出する。

表3 各評価分類の技術点

「各評価分類の技術点」	
=評価分類点	× 1 (配点が5点の場合)
=評価分類点	× 2 (配点が10点の場合)
=評価分類点	× 3 (配点が15点の場合)

(2) 価格点の採点方法

価格点の採点については、提出された提案価格書の金額を、「表4 提案価
格書の評価基準」の計算式で算出する。ただし、算出した結果が20点以上と
なる場合でも、価格点は一律20点とする。

表4 提案価格書の評価基準

算出方法	
「価格点」	= $\left[\frac{7,425,000 - \text{提案価格}}{742,500} \right] \times 10 \text{点}$
	※小数点以下第2位を四捨五入